

阿賀野市告示第129号

阿賀野市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月28日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程の一部を改正する規程
阿賀野市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成16年阿賀野市告示第177号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「資格審査を」を「参加資格の資格審査を」に、「第1号様式による建設コンサルタント等業務入札参加資格審査」を「別に定める」に改め、「添付」を削り、同項第1号中「第2号」を「別に定める」に改め、「営業所」の次に「(主たる営業所)」を加え、同項第2号中「第3号」を「別に定める」に改め、同項第5号中「第4号」を「別に定める」に改め、同条第2項を削る。

第8条第2項中「第5号様式による承継」を「別に定める」に改める。

第9条中「第6号様式による変更」を「別に定める」に改める。

第10条中「第7号様式による廃業」を「別に定める」に改める。

第1号様式から第7号様式までを削る。

附 則

この告示は、令和7年4月28日から施行し、改正後の阿賀野市建設コンサルタント等業務入札等参加資格審査規程の規定は、令和7年1月1日から適用する。